

令和7年度鳥取県大学等進学資金助成金募集要項

1 大学等進学資金助成金制度の目的

県内に住所を有する者で、大学等へ進学するに際して金融機関から進学資金を借り入れた者に対して、助成金を給付することにより、進学時の費用負担の軽減を図るとともに、進学意欲・意識の高揚を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要項における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) **大学等** 大学（大学院及び通信教育を除く。外国の学校のうち、日本の大学に相当するものを含む。）、専修学校（高等課程を除く。）及び各種学校（修業年限が1年以上のものに限る。）をいう。
- (2) **県内予備校** 大学等への進学を目的とした鳥取県内に所在する予備校（修業年限が6月以上のものに限る。）をいう。
- (3) **就職断念による進学** 高等学校卒業後に就職を希望していた者が、求人不足等の理由で就職を断念し、大学等へ進学した場合をいう。

3 助成金額

- (1) 次表の「1区分」ごとに、金融機関からの借入金額に係る利子の一部を助成する。
- (2) 助成金の額は、金融機関からの借入額、償還期間及び借入利率と次表の「2算定基準」をそれぞれ比較し、いずれか低い方により計算して得た額以下とする。

1 区 分	2 算定基準（限度）		
	借入額	償還期間	借入利率
(1) 次の各学校への進学		10年	株式会社日本政策 金融公庫が貸し付 ける教育貸付金の 貸付利率（申請年度 の4月1日現在）又 は2パーセントの いずれか低い利率
・大学	50万円		
・専修学校専門課程（修業年限2年以上）	50万円		
・県内予備校（修業年限6月以上）	50万円		
・専修学校専門課程（修業年限2年未満）	120万円		
・専修学校一般課程（修業年限2年以上）	120万円		
・各種学校（修業年限2年以上）	60万円		
・専修学校一般課程（修業年限2年未満）	60万円		
・各種学校（修業年限2年未満）	60万円		
(2) 就職断念による大学等への進学	120万円		

(例) 大学進学の場合

金融機関から100万円を年利4%、12年返済の条件で借入した場合、実際の利息総額は約26万円となるが、各算定数値の上限が50万円を年利2%、10年返済の条件で借入した場合となるため、52,080円となる。

<助成額の目安>

借入額	10年償還の場合	8年償還の場合	5年償還の場合
120万円	124,993円	99,556円	61,998円
100万円	104,161円	82,963円	51,665円
60万円	62,496円	49,778円	30,998円
50万円	52,080円	41,481円	25,832円

注) 進学先等によって借入額の上限が異なります。

4 申請資格

- (1) 金融機関から進学資金（受験費用、入学費用、授業料等の費用）を借り入れた者であること。
- (2) 令和7年度に大学等又は県内予備校へ進学した者若しくはその保護者等であること。
(入学時期が6月以降の外国の大学等に限り、令和6年度進学分を対象とする。)
- (3) 申請者は県内に住所を有する者であること。

5 事前審査申込の手続

助成金を希望する者は、次の書類を県へ郵送、持参又は電子申請により提出すること。

- (1) 令和7年度鳥取県大学等進学資金助成金事前審査申込書（申込者は、進学資金を借入した者）
- (2) 借入金に係る金銭消費貸借契約書の写し又は当該契約書の内容を証明する書類（借入者の住所氏名、借入金額、借入利率及び償還期間のわかるもの）
(例1) 国の教育ローンの場合
「ご融資金の明細及びお支払額明細書の写し」又は「金銭消費貸借契約証書の写し」
(例2) 融資限度額を設定する当座貸越契約（教育ローン（カード型）等）の場合
「借入申込書の写し」又は「取引契約書の写し」及び「取引明細書等の写し」（利用金額と利用年月日の確認できるもの）等
- (3) 大学等又は県内予備校が発行する在学証明書（令和7年度に発行のもの。）
- (4) 令和5年分所得に係る市町村発行の「所得・課税証明書（世帯全員分）」
- (5) 「就職断念による進学」の場合は、出身の高等学校長が当該事項を証明する書類

6 事前審査の申込締切 令和7年5月7日（水）

7 事前審査の結果 算定基準額を文書で通知する。

8 事前審査後の手続

本助成金の支給を受けようとする者は、次の書類を県へ郵送、持参又は電子申請により提出すること。

- (1) 令和7年度鳥取県大学等進学資金助成金交付申請書
- (2) 鳥取県大学等進学資金助成金銀行振込依頼書

9 交付の決定 令和7年6月中旬頃に交付決定し、7月に交付する予定

10 その他

- (1) 申請者からの交付申請額の合計が予算を超過する場合は世帯の所得状況により選考する。
- (2) 本要項は、令和7年度県当初予算（案）のものであり、予算審議の状況により変更となる場合があります。
- (3) 電子申請は4月から受付開始の予定です。育英奨学室のホームページでご案内します。
(育英奨学室ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/ikueishougaku/>)

【書類提出先、問合せ先】

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室

(電話) 0857-26-7541

(ファクシムリ) 0857-26-8176